

平成24年8月27日

逗子市議会
議長 眞下政次様

逗子市桜山1-13-20

かるがも会

代表 岸原 晃



逗子市桜山一丁目地区緑地協定運営委員会
委員長 中山知久

逗子市桜山一丁目地区緑地協定内の破壊された緑地の回復を求める陳情

陳情の趣旨

私達は平成8年3月に逗子市桜山一丁目住宅地区建築協定及び逗子市桜山一丁目地区緑地協定を締結し、逗子市の緑に包まれた良好な住宅地としての環境を維持するために、住民の積極的な参加によって緑地の保全、緑化の推進を図って参りました。

しかしながら今年7月26日、協定地区内の桜山1丁目148-1の一部が工事業者により破壊されました。

この場所は住宅地の開発時に開発業者が逗子市の指導のもと、水路敷にツツジ等を植え緑化し、逗子市へ移管したもので、住宅地区の玄関口とも言える場所です。近年、逗子市の管理が行き届かないことから、逗子市のアダプト制度に基づき近隣住民が「かるがも会」を結成し、定期的に雑草を刈り取り、花を植え管理してきた場所であります。

5月28日には逗子市に対して「要請書」を出しているにもかかわらず、協定運営委員会、かるがも会、近隣住民に何の通知も無く、突然の一方的な工事開始に驚きと戸惑いを感じています。

この件に関して、7月30日に逗子市に対して「要請書」を提出していますが緑地の回復はいまだなされていません。

そこで、これまで、私達が守ってきた逗子市の良好な住環境を維持するために以下を陳情致します。

陳情項目

1. 破壊された緑地について、早急に元通り回復させること。
2. 今後、緑地を開発・建築行為等の接道として認めないこと。
3. 緑地協定地区内において住民と共に逗子市が責任を持って緑地管理を行うこと。

以上

